



開 若 発 0814 第 3 号
令 和 8 年 8 月 14 日

文部科学省高等教育局学生支援課長
文部科学省初等中等教育局児童生徒課長
文部科学省総合教育政策局生涯学習推進課専修学校教育振興室長

厚生労働省参事官（若年者・キャリア形成支援担当）
（公印省略）

令和8年熊本地震の影響により就職活動等に支障が生じた
学生等に対する緊急支援について（周知依頼）

今般の令和8年熊本地震（以下「地震」という。）については、被災した学生・生徒等について、今後の就職又は就職活動に大きな影響が生じることが懸念されるところです。

今般の地震は7月28日に発災しており、令和9年3月に学校（学校教育法第1条に規定する学校（幼稚園及び小学校を除く。）及び同法第124条に規定する専修学校をいう。以下同じ。）を卒業・修了予定の学生生徒等（卒業後3年以内の者を含む。以下「学生等」という。）の一定割合が就職活動を継続している中、これら学生等の就職活動に影響が生じることが懸念されます。

また、今般の地震に伴い、被災した企業の事業活動が縮小を余儀なくされ、当該企業に採用内定していた学生等に対し、内定の取消しや入職時期の繰下げ等が行われることも懸念されます。

さらに、新規中学校・高等学校等卒業者の就職に係る推薦、選考等の開始期日等については、本年2月16日開催の高等学校就職問題検討会議の申し合わせにより、9月5日以降に学校推薦開始、9月16日以降に選考・内定開始とされているところ、地震の影響により、一部の生徒の準備に遅れが生じることが懸念されます。

つきましては、下記の事項について依頼申し上げますので、よろしくお取り計らいいただきますようお願いいたします。

記

1 関係機関への周知について

記の2の事項について、学校の長、教育委員会等に対して、周知を依頼いただきたいこと。

2 周知事項の内容について

(1) 特別労働相談窓口の設置等について

7月30日からくまもと新卒応援ハローワーク（熊本市）及び管内の公共職業安定所（以下「ハローワーク」という。）に特別労働相談窓口を設置し、地震の被害を受けた就職を希望している学生等に対する就職までの一貫した支援と、学校の進路指導担当者等が学生等に対する指導を的確に行うために必要な相談支援を行っていること。

(2) 内定取消し等の事案の迅速な把握について

内定取消しや入職時期の繰下げについては、その後の迅速な就職支援につなぐことが重要であることから、内定取消しや入職時期の繰下げ等の対象となった、又はなりそうな事態を把握した学生等・学校においては、速やかに学校を管轄するハローワークへ連絡・相談いただきたいこと。